

女川町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び宮城県犯罪被害者支援条例（平成15年宮城県条例第76号）に基づき、女川町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該支援のための施策の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、インターネット等による誹謗中傷又は報道機関（報道を業として行う個人を含む。）等による取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 関係機関等 国、宮城県その他の地方公共団体、警察、その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 町における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊重が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じて適切に講ぜられること。

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等及び事業者の責務)

第5条 町民等及び事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策及び活動の趣旨を理解し、協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の給付)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援金を給付するものとする。

(1) 遺族支援金 1事件につき30万円

(2) 傷害支援金 1事件につき10万円

(3) 死体検案費用支援金 1事件につき上限10万円（死体検案書料を除く死体検案に要した費用）

(広報及び啓発)

第8条 町は、犯罪被害者等の支援及び二次的被害の防止について、

町民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。